

年 月 日

租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生に係る  
年度の町県民税に関する届出書

錦町長 様

昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。

所得税については、日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項により、租税条約に関する届出書を令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に税務署に提出して免除を受けています。

氏名			生年月日		
住所			入国年月日		
国籍		在留資格	教授等(教育関係)・留学・研修・事業修習・その他( )		
在留期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
入国前の住所					
在籍する学校 訓練を受ける 事業所等	名 称				
	所在地				
支 払 者	名 称				
	所 在 地				
	支払方法	現金 ・ 振込 ・ その他 ( )			
	所得の種類			所得金額	
納税管理人 ※届出している場合	住所				
	氏名				

※添付書類

- ・ 租税条約に関する届出書の写し（税務署の受付印があるもの）

※注意事項

- ・ 提出期限は、毎年 3 月 20 日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）
- ・ 期限内の提出がない場合は非課税の対象となりません。